

県産材利用工務店等登録制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が、県産材を使った住宅や公共建築物等に関する相談・要望に対応できる人材を養成し、県産材を積極的に使って家づくり等に取り組む工務店等の登録制度を実施するために必要な事項について定める。

(定義)

第2 この要領における県産材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）の規定に基づく登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品及び加工した木製品をいう。

(県産材利用工務店等の登録)

第3 県産材を積極的に使って家づくり等に取り組もうとする工務店等は、県産材利用工務店等として登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする工務店等は、県産材利用工務店等登録申請書（別記様式第1号）を別記1で定める手数料とともに県木連に提出するものとする。

(登録の審査)

第4 県木連は、第3の2に規定する申請書の提出があったときは、申請書の内容及び申請者の資格等について次の各号の基準に基づき審査を行うものとする。

- (1) 県木連が認定する「県産材サポーター」を1名以上設置している建築工事業及び大工工事業を営む法人等（個人事業主を含む。）であること
- (2) 県産材を使用した木造建築物等の供給実績又供給する計画を有すること
- (3) 県産材の需要拡大を図るという趣旨に賛同すること

(登録証等の交付)

第5 県木連は、第4各号の審査の結果、適当と認められる場合には申請書を提出した工務店等の登録を行うものとする。

2 県木連は、前項の登録を行ったときには、申請書を提出した工務店等に対し県産材利用工務店等登録証（別記様式第2号）等を交付するとともに、登録簿（別記様式第3号）に必要な事項を搭載するものとする。

(登録の有効期間)

第6 新規登録の有効期間は、登録を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3年目の年度の末日までとし、以後は3年更新とする。

2 前項の有効期間が満了した県産材利用工務店等は、更新の登録ができるものとし、有効期間満了の30日前までに県産材利用工務店等更新登録申請書（別記様式第4号）を県木連へ提出するものとする。

3 県木連は、前項の申請を受理したときは、第4各号の審査の結果、適当と認められる場合には申請書を提出した工務店等の更新登録を行うものとする。

4 県木連は、前項の登録を行ったときには、申請書を提出した工務店等に対し登録の更新を承認した旨を通知するとともに、登録簿（別記様式第3号）に必要な事項を搭載するものとする。

(県産材利用工務店等の責務)

第7 県産材利用工務店等は、次の各号に掲げる活動に取り組まなければならない。

- (1) 第4(2)の計画に基づき県産材を使用した建築物を積極的に供給すること
- (2) 県産材に関する知識・理解を深めること
- (3) 県産材及び県産材を使用した建築物の普及に努めること

(県木連の責務)

第8 県木連は、第7の県産材利用工務店等の活動を支援するために、次の各号に掲げる活動に取り組まなければならない。

- (1) 第5の2の規定による登録簿を広く公開すること
- (2) 県産材利用工務店等の求めに応じ、県産材及び県産材を使用した建築物に関する情報を提供すること

(登録の取消)

第9 県木連は、県産材利用工務店等が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 県産材利用工務店等登録申請書の記載に虚偽があったことが明らかになったとき
- (2) 県産材利用工務店等から取消の申し出があった場合
- (3) 認定の有効期間を経過した場合
- (4) 第4の規定による条件を満たさなくなった場合
- (5) 県産材利用工務店等が、県産材又は県産材を使用した建築物の信用を失墜させる行為を行ったと判断したとき

(変更の届出)

第10 県産材利用工務店等は、登録申請書の内容に変更があったときは、速やかに県産材利用工務店等変更届出書(別記様式第5号)(以下「変更届出書」という。)を県木連に提出するものとする。

- 2 県木連は、前項の変更届出書の提出があったときは、登録証の変更交付、登録簿の変更、その他必要な措置を行うものとする。

(登録簿の管理)

第11 登録簿の管理は、県木連が行う。

(報告)

第12 県木連は、必要に応じて県産材利用工務店等に活動状況について報告を求めることができる。

- 2 県は、必要に応じて県木連に登録簿及び県産材利用工務店等の活動状況について報告を求めることができる。

(その他)

第13 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、県木連が県と協議し定める。

附 則

この要領は、平成24年 4月27日から施行する。

別記 1

県産材利用工務店等登録に要する経費

登録手数料

申請書類審査、登録証の交付、登録簿への搭載等に要する経費 1 万円とし、登録の更新の場合も同額とする。